

2014年4月3日

みずほ銀行（中国）有限公司

中国アドバイザリー部

## —労働・社会保障政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第316号)

# 上海市人的資源社会保障局、 最低賃金の引き上げを発表 12.3%増の1,820元に調整

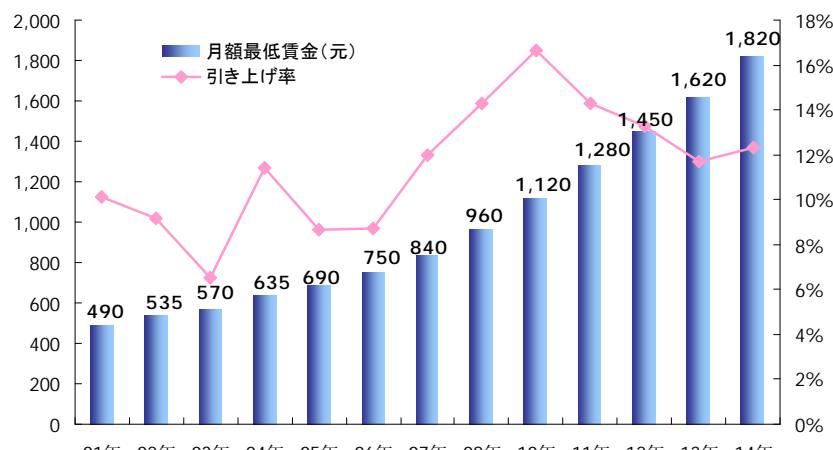
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人的資源社会保障局は、2014年3月28日付で『当市の最低賃金基準の調整に関する通達』（滬人社綜發[2014]6号、以下『通達』という）を公布し、上海市の月額最低賃金基準を2014年4月1日より1,820元とすることを発表しました。2013年4月に調整された1,620元から12.3%の引き上げとなります。また、時間最低賃金基準（非正規労働者の時間賃金）も従来の14元から17元に引き上げられます。

今回の引き上げで、上海の最低賃金規準は、今年2月に1,808元に引き上げた深圳市を上回り、全国最高額となりました。上海市は、金融危機発生直後の2009年を除き毎年、最低賃金の調整を行い、5年連続で10%を超える引き上げ率となっています（図表1参照）。今回の引き上げ率は前回の11.7%を上回る12.3%、引き上げ金額も過去最高の200元増となりました。

2013年の上海市GDP成長率は前年比7.7%増と、北京市と並んで全国最低の水準に留まっていますが、最低賃金の引き上げを継続することで、所得の底上げを維持し続ける姿勢を明確にしています。

【図表1】上海市の最低賃金推移



なお、上海市の最低賃金基準には、①残業手当、②深夜勤務や危険作業等に係る特別手当、③個人負担分の社会保険料・住宅積立金、④食事・通勤・住居等に係る諸手当、が含まれていないため、これら手当等を除いた支給額が最低賃金基準を上回っていなければなりません。

#### □ 最低賃金引き上げ続く

中国では、全体として引き上げ率の上昇鈍化が見られるものの、各地で最低賃金引き上げが実施されています。2014年に入って現在までに、重慶市、深圳市、陝西省、山東省、北京市、天津市、上海市の7地域が、また2013年は計27地域が最低賃金を引き上げています。

人的資源社会保障部の発表によると、2013年の全国の最低賃金の平均引き上げ率は17%でした。2012年度は20.2%、2011年度は22%で、平均引き上げ率は縮小傾向にあります（2011年、2012年に最低賃金の調整を行ったのはそれぞれ25地域）。景気減速が懸念される中、持続可能な経済発展に向けて、低所得者層の所得底上げを図るためにも、最低賃金は今後も引き上げが続くものと予想されます。

中国各地域の最低賃金標準は、各省・自治区・直轄市と一部の市が発表しています。北京市や上海市は全市統一の基準となっていますが、省や自治区によっては、省内の経済格差が大きいことを反映して複数の基準を設定しており、地域により適用される基準額が異なるため注意が必要です。

なお、最低賃金標準は『最低賃金規定』（中華人民共和国労働社会保障部令第21号）により、少なくとも2年に1度の調整が義務付けられています（第10条）。

\*

2014年4月1日時点の中国各省・自治区・直轄市の最低賃金については3ページの図表2を、『通達』については4ページの日本語仮訳および5ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリーパート 神保智】

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

## 【図表 2】中国各省・自治区・直轄市の最低賃金

※2014年4月1日現在

省市	都市	月額最低賃金(元)	時間最低賃金(元)	実施日
上海		1,820	17.0	2014年4月
(広東)	深圳	1,808	16.5	2014年2月
天津		1,680	16.8	2014年4月
北京		1,560	16.9	2014年4月
(広東)	広州	1,550	15.0	2013年5月
(江蘇)	蘇州	1,530	13.0	2013年7月
新疆		1,520	15.2	2013年6月
山東		1,500	15.0	2014年3月
(江蘇)	南京/無錫	1,480	13.0	2013年7月
浙江		1,470	12.0	2013年1月
(広東)	珠海	1,380	13.2	2013年5月
内モンゴル		1,350	11.4	2013年10月
福建		1,320	14.0	2013年8月
河北		1,320	13.0	2012年12月
吉林		1,320	11.5	2013年7月
(広東)	佛山/東莞	1,310	12.5	2013年5月
(遼寧)	瀋陽	1,300	13.0	2013年7月
(遼寧)	大連	1,300	13.0	2013年7月
湖北		1,300	14.0	2013年9月
寧夏		1,300	12.5	2013年5月
山西		1,290	14.0	2013年4月
陝西		1,280	12.8	2014年2月
湖南		1,265	12.5	2013年12月
雲南		1,265	11.0	2013年5月
安徽		1,260	13.0	2013年7月
重慶		1,250	12.5	2014年1月
河南		1,240	11.7	2013年1月
江西		1,230	12.3	2013年4月
甘肅		1,200	12.7	2013年4月
四川		1,200	12.6	2013年7月
チベット		1,200	11.0	2012年9月
広西		1,200	10.5	2013年2月
黒龍江		1,160	11.0	2012年12月
海南		1,120	9.9	2013年12月
青海		1,070	10.8	2012年12月
貴州		1,030	11.0	2013年1月

※各省の最低賃金は、地域別に等級分けされている場合もありますが、ここではその中で最も高い金額（主に省都で適用）を表記しています。

※社会保険料の個人負担分については、最低賃金に含まない場合と含む場合があります。詳細については所在地の人的資源社会保障部門にご確認ください（上海は『通達』にて、含まない旨を明確に規定しています）。

（各地の通達、CEIC、報道に基づき、中国アドバイザリーパート作成）

(日本語仮訳)

**上海市人的資源社会保障局  
滬人社綜發[2014]6号  
当市の最低賃金基準の調整に関する通達**

各委員会・弁公室・局、各支配（集団）公司・企業（集団）公司、各区・県人的資源社会保障局、各関連雇用単位：

上海市政府の同意を経て、2014年4月1日より、当市は最低賃金基準を調整する。ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 月額最低賃金基準を1,620元から1,820元に調整する。以下の項目は、月額最低賃金の構成部分としない。
  - (1) 法定労働時間の延長に係る賃金。
  - (2) 中番、夜勤、高温、低温、有毒・有害等の特殊な労働環境、条件下的手当。
  - (3) 個人が法に基づき納付する社会保険料および住宅積立金。
  - (4) 食事補助手当（食事手当）、通勤交通費補助手当、住宅手当。
2. 時間最低賃金基準を14元から17元に調整する。時間最低賃金は、個人および単位が法に基づき納付する社会保険料を含まない。
3. 月最低賃金基準は全日制の就業労働者に適用し、時間最低賃金基準は非全日制の就業労働者に適用する。

上海市人的資源社会保障局

2014年3月28日

(中国語原文)

**上海市人力资源和社会保障局**  
**沪人社综发[2014]6号**  
**关于调整本市最低工资标准的通知**

各委、办、局，各控股（集团）公司、企业（集团）公司，各区、县人力资源和社会保障局，各有关用人单位：

经市政府同意，从2014年4月1日起，本市调整最低工资标准。现就有关问题通知如下：

**一、** 月最低工资标准从1620元调整为1820元。下列项目不作为月最低工资的组成部分：

- (一)** 延长法定工作时间的工资。
- (二)** 中班、夜班、高温、低温、有毒有害等特殊工作环境、条件下的津贴。
- (三)** 个人依法缴纳的社会保险费和住房公积金。
- (四)** 伙食补贴（饭贴）、上下班交通费补贴、住房补贴。

**二、** 小时最低工资标准从14元调整为17元。小时最低工资不包括个人和单位依法缴纳的社会保险费。

**三、** 月最低工资标准适用于全日制就业劳动者，小时最低工资标准适用于非全日制就业劳动者。

上海市人力资源和社会保障局

2014年3月28日